企業環境研究年報
No.5, Nov. 2000

中小企業運動論・序説

大林　弘道
（神奈川大学）

1　課題と分析視角

(1)課　題

本稿は，日本における中小企業の今日的状況を踏まえて，中小企業運動の今後の方向を，基礎的問題に立ち返りつつ展望を試みたものである。この場合，中小企業の今日的状況とは1990年代における中小企業の存立基盤の「動揺」とそれに対応する中小企業基本法等の「改正」による中小企業政策の「転換」を指している。まず，この状況を確認しておきたい。

1985年の主要5ヵ国蔵相会議における「プラザ合意」によって円相場は高騰し，戦後の日本経済の基礎構造たる「加工貿易型産業構造」（原燃材料の輸入と外国技術の導入によって生産された製品の輸出促進体制）が破綻し，従来の経済成長の基礎は崩壊した。その後発生した円高不況に対して政府は超低金利政策と内需拡大政策を展開し，その結果，日本経済に急激なバブル経済が発生し，その下での資産インフレは国民経済と国民生活に大きな傷跡を残した。そうしたバブル経済の崩壊後の90年代の日本経済は，急速に不況に突入し，長期の停滞に陥り，今日に至っている。

しかも，90年代の日本経済においては「加工貿易型産業構造」の破綻がそうした産業構造を支えた企業構造すなわち「日本的経営」（大企業を中心とする終身雇用・年功賃金・協調的労使関係を基軸とする経営）と，そして，両者一体となった経済構造すなわち「日本株式会社」（大企業と金融機関の結合と国家の成長促進と大企業支援体制）とを挫折させた。その結果，当然に，そうした経済構造に依存していた中小企業も自ら進んで構築してきた存立基盤すなわち「戦後中小企業構造[1)]」（下請制・流通系列化・輸出型地場産業・商店街・中小企業金融機関などとそれらを支えた中小企業政策の総体）の「動揺」さらには「解体」に直面せざるをえなかった。今日，その「解体」傾向はますます顕著になっている。20世紀末の今なお続く中小企業経営の困難はこのような事態の反映に他ならない。

加えて，90年代の日本経済はソ連・東欧社会主義経済の崩壊を受けた世界経済の「グローバル化」（世界経済の資本主義的市場経済化と企業活動の国際活動の展開との同時進行）に直面し，いま，新たに「IT革命」（情報処理・通信技術の急速な発展と普及による経済社会の急激な変化）の衝撃を受けている。要するに，現在，大企業，中小企業を問わず，全ての企業は「加工貿易型産業構造」「日本的経営」「日本株式会社」の三位一体であるシステムとそのサブシステムである「戦後中小企業構造」の崩壊によって退路を絶たれ，「グローバル化」「IT革命」という激動する未踏の進路に直面しているといえるのである。

このような展開にあって，1999年秋の第146回臨時国会で「中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成11年法律第146号）」，「中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）」，「新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成11年法律第223号）」が成立した。また，翌2000年

春の第147回通常国会で「中小企業指導法の一部を改正する法律」（平成12年法律第43号）が成立した。つまり，1999年から2000年にかけての期間[2]に，「新中小企業基本法」を基礎とし，その下での中小企業関連の諸法律が総体として一大法体系＝政策体系として成立したのである。現在，この中小企業法制の一大法体系の新たな成立とそれに基づく中小企業政策の「転換」が進行中である[3]。

以上のような日本の中小企業の今日的状況の顕著な特徴は，中小企業の存続が従来にない厳しさに曝されていること，そして，その厳しさからの脱出，経営困難の克服が，後述するように，希望ある未知の進路に通じているかもしれないが，同時に，その進路への前進が専ら個別中小企業の経営努力に期待されていることである。周知のように，「新中小企業基本法」において中小企業の役割を「経済のダイナミズムの源泉」，政策理念を「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」とし，中小企業施策は「個々の中小企業者の自助努力」を支援することに転換することになっていることを指摘できる。

したがって，このような中小企業政策の「転換」は当然に「中小企業者」と「中小企業に関する団体[4]」との関係についても，次のような変化を伴うものになっている。

「旧基本法においては，……個別企業の行為に着目するよりもむしろ業種ぐるみの一律の近代化という視点で施策が講じられてきた。今般の改正はこの視点を個々の中小企業者の側に置くものであり，中小企業者が自らの経営向上を図るために新たな事業活動を行う場合には，当該事業者の自主的な努力を尊重する形で支援を行うとするとするものである。

個々の企業の経営の向上のための事業活動は企業毎にその内容が異なっており，旧基本法のようにある方向性を定めて（例えば設備の近代化を図る等）施策を講ずるのではなく，個々の企業のニーズに応じた形で支援することが，今般の大きな改正点である。[5]」

要するに，中小企業基本法の今回の「改正」は「中小企業に関する団体」を中小企業政策のいわゆる「受け皿」とすることを止め，個々の中小企業を直接に政策対象としようとするものである。このような「転換」は，一方で，「中小企業に関する団体」が本来の自主独立の中小企業団体，中小企業運動のあるべき担い手としての位置になかったことを証明するものであるが，他方で，今後の中小企業の成長発展においては中小企業団体ないしは中小企業運動が無用であるかのような観念を誘導する方向にあるといわなければならない。

したがって，「新中小企業基本法」の成立とそれにともなう中小企業政策の「転換」は，中小企業経営と中小企業運動との関係を改めて問い直すことを要請しているのである。その課題の究明は，筆者の見地からすれば，「戦後中小企業構造」の桎梏から解き放たれた中小企業の今後の中小企業経営と中小企業運動の課題に答えることでもある。

(2)分析視角

ところで，中小企業の今日的状況を踏まえて，中小企業運動の今後の方向を展望する場合，当然に，戦後日本の中小企業運動の歴史を確認する必要がある。そのような歴史を総括的に検討した研究は樋口兼次［1977］がほぼ唯一の本格的研究であり，その他は，各運動団体の周年史，あるいは運動参加者の手記などが主流を占めている。それゆえ，樋口兼次［1977］が対象にした時期以降の期間を含めて，それらの資料の検討を通じて，改めて戦後日本の中小企業運動の歴史的な展開を総括しなければならない。しかし，本稿では，そうした課題の存在に留意しつつも，それらの文献を個々に参照しながら冒頭で述べた課題の検討を進めることにする。

また，戦後日本における中小企業運動についての研究が未開拓であるというだけではなく，

労働運動や農民運動などの社会運動に比較して，中小企業運動の研究自体が少ないということが指摘される必要がある。確かに，労働問題や農業問題を扱った著書にはそれぞれ労働運動や農民運動についての一章が設けられているのが通例であるが，中小企業問題の解明に取り組んだ中小企業論などの著書において中小企業運動が分析されていることはきわめて少なく，中小企業運動に言及していることすらほとんどないという状況だといってよい。また，近年の地球環境保護運動や医療・福祉制度をめぐる運動などの市民による社会運動についての活発な議論に比較すれば，中小企業運動の研究状況の乏しさは一層顕著であることに注目してよいであろう。

そして，このような中小企業運動に関する研究・論議が乏しいということについては，中小企業運動の研究に固有の困難があるということが指摘されてきたことが注意されなくてはならない。

たとえば，樋口兼次は中小企業運動を労働運動，農民運動等と比較して，次のようにいう。

「中小企業運動の歴史的把握は，労働運動，農民運動等の社会運動のそれと比してたち遅れている。それは，中小企業家，小零細企業者の社会的，階級的位置づけが不明確であることに由来するであろう。また，このことに関して，運動の主体形成の側面に着目した場合にも，運動論の展開が他の社会運動に比べて弱く，かつ運動の個別的レベルから統一レベルまで極めて多元的であって，運動と組織をささえる普遍的な思想，理論の形成が著しく困難なこととも関連するであろう[6]。」

あるいは，山口良行は中小企業運動と中小企業労働運動とを比較して，次のようにいう。

「中小企業労働者の運動が，一定の特殊性をもちながらも，基本的には，社会的解放をめざす労働者階級の運動の組織的一部分にほかならないということから，運動の性格，社会的位置づけは，すでに明確なものになっており，したがって運動の現状，問題点の評価も，比較的容易となっているのにたいして，中小企業家，零細業者による運動は，その性格，社会的位置づけという基本問題が，必ずしも十分に明確なものとなっていなかったため，運動の現状，問題点の評価にも，一定の困難がもたらされていることに注目しなければならない。このことは，他の分野にくらべ，中小企業分野での運動論の展開が，今日なおかなりたちおくれていることに，よくしめされている。[7]」

樋口，山口の両者は共通して，中小企業家・零細業者の社会的・階級的位置づけが不明確であるため，そうした中小企業家・零細業者による運動の性格，社会的位置づけという基本問題もまた十分に明確なものとなっていなかったことを強調しているのである。そうだとすれば，中小企業運動を展望するに当たっては，中小企業家・零細業者の社会的・階級的位置づけにまで立ち至っての解明なくしては中小企業運動の課題解明も不十分であることが認識される必要があるのである。

しかしながら，上記の両者における，中小企業家・零細業者の社会的・階級的位置付けの不明確という意味について，筆者は一面で同意するとともに，他面で疑問が残るといわなくてはならない。なぜなら，中小企業家・零細業者の社会的・階級的位置付けが不明確であると強調する問題意識の基礎にある両者の主として経済学的な認識が，筆者には不明であるからである。

すなわち，中小企業家・零細業者の社会的・階級的位置を明確にするためには，いかなる具体的な分野やいかなる抽象的次元の経済学的認識が必要であるのか，あるいは，そうした認識のための経済理論がないと考えているのか，従来の理論が不十分であると考えているのか等々が理解されてこないのである。筆者は，この点について，後述のように，中小企業の存立の基礎理論に立ち返り，それを中小企業運動の基礎理論として改めて評価しようとした。その上で，

中小企業家・零細業者の社会的・階級的位置の19世紀から20世紀へのその変化を再確認し，今後20世紀から21世紀に向かってのその変化を展望するならば，決して不明確という認識に止まらない中小企業家・零細業者の社会的・階級的位置付けができるのではないかと考える[8]。

さらに，資本主義経済社会における階級・階層についての，基本的には，その「分解」についての認識の再検討という問題がある。すなわち，中小企業者，自営業者，中小資本家，零細業者……等々のいわゆる「中間層」についての「分解」「非分解」の理解，「分解」論それ自体の問題などが検討されるべきである[9]。

なお付け加えれば，資本主義経済社会における中小企業家・零細業者の社会的・階級的位置付けと彼らによって展開される運動そのものとは異なるはずである。いわば，客観的な社会的・階級的基盤と主観的な社会的・階級的行動とは異なる。正確に表現すれば，両者の間の規定性・被規定性，前者の意識化と行動との関係，後者の前者の限界の突破などが考察されなければ，運動それ自体は把握しえない。従来，経済学の立場からの分析にはこの側面への検討が手薄であったように思われる。この側面の注目も研究対象として不適切であるかのように思われる中小企業運動の分析を通じてこそ，かえって新たな視野を拡張できるのではないかと考える。

以上のような問題意識から，以下では，第１に，20世紀における中小企業運動の原点を確認し，第２に，戦後日本における中小企業運動の意味を究明し，第３に，日本における今後の中小企業運動の方向を提起したい。

2　中小企業運動の経済的基盤

(1) 資本主義経済と中小企業運動

20世紀資本主義が寡占経済，独占資本主義経済と規定され，価格支配力を基礎に市場支配力をもつ大企業が経済にたいする主導力を保持してきたことは周知である。19世紀資本主義はそうした大企業の市場支配力がなお形成されておらず，自由競争的な経済であったが，同時に，20世紀資本主義へ向かう過渡期の経済でもあった。したがって，小企業と中企業とが一体になって問題性を担うという中小企業の概念は正確には大企業の主導力が形成された20世紀資本主義経済においてはじめて成立するのである。

しかしながら，19世紀資本主義が自由競争的な経済であったとしても，一方における前資本主義経済に淵源をもつ農村や都市の家内工業，あるいは，産業革命以前のマニュファクチャー（工場制手工業）などの存続が，他方における新たな誕生が顕著であった資本制小企業とともに小規模企業群として存在していた。そうした小規模企業群は本格的な資本制企業である大規模企業群に対して競争において相対的に不利ではあったけれど，大規模企業群が恒常的に勝利し，小規模企業群が最終的に圧倒されるということではなかった。また同時に，そうした家内工業や小企業が機械制大工業によりその「外業部」として利用される関係が形成されてもいた。

だが，19世紀から20世紀にかけてその時期，ヨリ大規模化していく一群の企業は市場支配力をもつ大企業群として形成されていった。それらが経済の主要部門を制覇することによって上記のように20世紀資本主義の形成を見るのである。この時期にこそ，大企業による中小企業の「駆逐・排除」あるいは「利用」という中小企業問題の原型が登場したのであり，それゆえに，そうした問題性を基盤にした大企業にあるいは政府に「抵抗」する中小企業運動が誕生していったのである。

そのような中小企業運動は各国資本主義経済における19世紀から20世紀への移行の固有の性格によって異なり，一様ではない。たとえば，米国経済のような急速な大企業の形成があった場合では，中小企業運動は経済の独占化に対抗する自由競争の担い手としての中小企業の存在の意義を担うものであった。同時に，日本のように遅れて発達した資本主義の場合には，前資

本主義経済の発展・成熟を背景あるいは基盤として，上記の意味での小規模企業群が一方的に「駆逐・排除」されずに残存し，成立しつつあった大企業に後述するように体系的に「利用」されるという仕組みが出来上がっていったのである[10]。それゆえ，中小企業は大企業との「協力」関係に置かれる傾向が強かった。その意味で，日本の中小企業運動はそうした関係に包摂されていたのである。

このようにして成立した20世紀資本主義において中小企業は「駆逐・排除」あるいは大企業による「利用」という特徴を担っていただけでなく，そうした経済においても中小企業は，執拗に「存続」し，「誕生」を繰り返していたのである。すなわち，中小企業の「存続」「誕生」は，「駆逐・排除」と同時的に進展していったのである。いいかえれば，中小企業の「存続」「誕生」によって，中小企業の存在が縮小しないばかりか，「駆逐・排除」「利用」が補塡され，さらには，膨張さえした。しかも，そうした中小企業の「存続」「誕生」は20世紀の各国資本主義経済に固有の特徴を刻印していったのであった。また，大企業による中小企業の「利用」をも多様に補塡していたのである。

こうした多様で複雑な中小企業の問題と動向は，中小企業の存在の社会的・階級的位置付けを困難にし，それゆえに，中小企業問題によって醸成され，規定される中小企業運動を把握することが困難だという概観を呈していたのであった。

このような20世紀資本主義における中小企業の存立の特徴が今後とも存続するとすれば，同時に中小企業運動の複雑性が付随するが，20世紀末資本主義の一層の情報化とグローバル化の同時的展開は，20世紀資本主義の上記の諸特徴をヨリ拡大させるものと考えられる。そこでは，中小企業問題それゆえの中小企業運動も20世紀資本主義の下でのそれとは異なる新たな展望があると考えられる[11]。

(2) 中小企業運動の理論的根拠

以上の中小企業運動の基盤について，筆者は，中小企業の存立に関する基礎的な経済理論に立ち返った場合，それを「資本の集積・集中と小資本の残存・新生[12]」に求めることができるのではないかと考える。この理論的定式化の意義は，資本主義経済における資本蓄積を「規模の経済」を基礎に「資本の集積・集中」だけに単純化・一面化せず，「小資本の残存・新生」を相伴う法則として把握するところにある。それによって吸収・合併の進行による企業の大規模化・大企業化のみに目を奪われず，そうした傾向とともに，小企業，中企業の分散的な残存や企業の細分割，あるいは新しい小企業の誕生などの同時並行的な・統一的な資本蓄積運動として理解することを可能にさせ，中小企業の合法則的な存在としてのヨリ具体的な解明を可能にさせるのである。

そして，19世紀から20世紀にかけての時期を中心に「資本の集積・集中と小資本の残存・新生」においては，「資本の集積・集中」が主たる傾向であり，「小資本の残存・新生」が従たる傾向であったため，そこにおける中小企業運動も専ら「資本の集積・集中」による中小企業の「排除・駆逐」が主たる傾向となり，中小企業運動も当然にそうした傾向の下では「抵抗」に基礎をおく運動が主たる側面にならざるを得なかったのである。その時期「小資本の残存・新生」の傾向は相対的に弱かったのである。だが，1980年代以降，「小資本の残存・新生」の傾向の新たな強まりを背景に中小企業への関心が高まり，20世紀末の状況の中で，当然に中小企業運動における「存続」「発展」「創造」等に基礎をおく運動が注目される可能性が高まってきたのである。

さらに，中小企業における「存続」「発展」「創造」等の経営的努力とは，必ずしも個々の中小企業の個別的努力のみに委ねられるだけでは決してない。「抵抗」において中小企業の間の共同性が成立するとともに，「存続」「発展」「創

造」等においてもそれが成立する。したがって，中小企業運動は資本主義における資本蓄積運動の両傾向に付帯する「抵抗」とともに「存続」「発展」「創造」の両側面を伴うことになる。

また，従来の中小企業運動はその「抵抗」的側面への注目から，労働運動，農民運動との協同性，共通性が強調され，中小企業運動の根拠もそうした性格に求める傾向があった。いわば労働運動，農民運動に対する随伴的な運動としての評価であった。このような評価は，一方では中小企業運動の資本家運動としての限界，「小ブルジョア運動」の動揺性の評価の強調となり，他方では社会運動としての労働運動への従属性の主張となっていた。いいかえれば，今日，検討が必要なことは，「資本の集積・集中と小資本の残存・新生」の現代的な理解によって，中小企業運動の自律的発展の契機を探求することではないかと思われる。

3　戦後日本における中小企業運動

(1)戦後中小企業運動の意義

ところで，戦後日本における中小企業の存立の特徴を要約すれば，上記の「資本の集積・集中と小資本の残存・新生」に規定されながらも，「戦後中小企業構造」の構築・拡大ゆえに，戦前日本や欧米に比較して中小企業の「淘汰・駆逐」が顕在化せず，それ自体が「戦後中小企業構造」の再編成に包摂され，また，中小企業の「存続」「誕生」も「戦後中小企業構造」の中で最も強力に作用した。同時に，「戦後中小企業構造」の下部・末端中小企業層においては，「戦後中小企業構造」への尊属意識は薄弱となり，「淘汰・駆逐」の意識が強く醸成されていたといえる。

したがって，戦後中小企業運動は，一方で，「戦後中小企業構造」に組み込まれた中小企業の上層をリーダーとする諸団体の形成による中小企業運動，しかも，中小企業政策からする中小企業組織化の担い手，施策の実施の「受け皿」としてのそれが主流を占めるとともに，他方で，「戦後中小企業構造」に十分に組み込まれていない中小企業層が「抵抗」としての中小企業運動を展開することになった。

前者についての問題性について，水野武は次のようにいう。

「従来の中小企業の組織化は，法制的に，上からの官僚的な指導によって展開された面が多く，組織化本来の中小企業による，中小企業のための自主的な組織化という点で欠けるものがあったように思われる[13]。」

その上で，このような日本における組織化展開を規定している基本的要因について，次のように指摘する。

(1) 中小企業は独占を頂点とする産業構造に包摂され，
(2) 組織化政策についての官僚統制指導が強力であり，
(3) 中小企業の組織化についての自主的性格に欠けていること，をあげることができる[14]。

しかも，このような特徴をもって組織された中小企業団体がその時々の中小企業の政策課題についての要望を実現すべく中小企業運動の事実上の担い手であったという事実をつけ加えなければならない。そのため，たとえ，政策が部分的にも実現したかのような様相を示していても，いきおいその実現は大企業利害・官僚規制の範囲に限定されていたといわなくてはならないのであり，同時に，結果的に広範な中小企業の政策実現に対する挫折感・失望を蓄積していたということができる。

また，後者の立場からする中小企業運動について，戦後日本固有のそれの特徴を強調する見解がある。すなわち，吉谷泉は次のようにいう。

「中小企業問題とは，今日では，独占資本主義段階における，独占資本による中小企業の支配と収奪

の構造と，それにかかわる諸矛盾にかんする問題であって，日本資本主義に固有な問題ではないということが一般的認識になっている。

それならば，独占資本の支配と収奪に対抗する中小商工業者（中小企業家と自営業者を総括してこの言葉を使うことにする）の運動も，労働運動のように，広く高度に発達した資本主義国で生まれてもよいわけであるが，運動とよびうるような，共通の要求をもつ中小業者が自主的に結集して，政府や自治体，大企業にたいし，大衆的な行動を組織して要求の実現を図ろうとすることは，今日，日本でしかみられないといってよい[15]。」

それでは，なぜ日本では中小企業運動が顕著に展開されてきたのだろうか，吉谷泉はその要因として次の3点を挙げている。

(1)「膨大な中小零細企業群を支配下におき，利用し，収奪することを資本の強蓄積の有力な手段とするわが国独占資本の資本蓄積構造そのもの[16]」

(2)「他国に例をみない中小企業法制の整備は，実は，わが国の中小企業を独占資本が利用し収奪する便宜のためと，そこで生ずる諸矛盾を行政の土俵のうえで調整し，摩擦を緩和する目的ですすんだものである。したがって，法制は整備されていても，運用は形骸化しているものが少なくない。しかし，矛盾が激化した場合，中小業者は，既存法制の厳正適用，改正強化，新法制定を要求し，政府や自治体に迫ることになる。現に，中小業者運動の主要対象は，政府，諸官庁，地方自治体である。[17]」

(3)「西ヨーロッパの業者団体は，わが国の主要な業者団体が，同業者であれ，地域団体であれ，上から組織された法制団体であるのと対照的に，歴史的な伝統に支えられた自主性をもった業者団体である。しかし，その歴史性からくる保守的性格のため，団体上層部は，下部構成員の要求を吸収し，その要求実現を基本的には独占資本の政権である保守的政権で妥協的に実現をはかろうとする点で，わが国の規制の保守的業者団体と共通の側面をもっている。[18]」

さて，以上のように，後者の中小企業運動と前者のそれとが正反対の運動方向を取りながらも，「戦後中小企業構造」への帰属性の強弱の関係において異なっているにすぎず，両者とも，もっぱら行政府を主たる対象にしたという点で中小企業運動を一面化するという共通的な特徴があったと指摘できよう。

(2) 日本における中小企業運動の展望

今日，90年代を経て戦後日本の中小企業運動の基盤であった「戦後中小企業構造」は既述のように「解体」の傾向を強めており，前節における二つの潮流の中小企業運動の基礎は消失する方向にあるように思われる。また，「新中小企業基本法」の成立とそれにともなう中小企業政策の「転換」は，その方向を加速させつつある。そうだとするならば，新たな中小企業運動が展望されなければならないのである。

筆者には，「資本の集積・集中」の傾向と「小資本の残存・新生」の傾向の両傾向は，全世界的な規模において前者の優位と後者の劣位という関係から，両者の並行的な進行という関係へ移行しつつあると考えられ，かつまた，日本において「戦後中小企業構造」の「解体」がそうした移行と同時的に進行しているように思われる。したがって，今後は，「戦後中小企業構造」の範囲の中での大企業と中小企業の「協力」運動や，単なる「抵抗」「要求」の中小企業運動は限界をもつこととなろう。今後の中小企業運動は現代資本主義における資本蓄積の両傾向の新たな展開を踏まえつつ，「抵抗」「要求」の一層の熟達と「存続」「成長」「創造」の確実な組み込みによって，新たな展望を持ちうるであろう。このような方向は，行政府からの自立を基礎に可能なのであり，真の中小企業運動の発展といえるのではなかろうか。

1)「戦後中小企業構造」の「戦後」的な性格については大林弘道［1994］を参照されたい。

2）正確にいえば，1999年の中小企業基本法「改正」以前の1995年以降同「改正」の趣旨を先取りした形で「中小企業創造活動法」等の個別法が制定されている。
3）その意義については別途論文「中小企業基本法の「改正」と中小企業政策の「転換」」（神奈川大学経済学会「商経論叢」掲載予定）を準備している。
4）「中小企業に関する団体」とは「主に中小企業組合，中央会，商工会，商工会議所等を主に想定しているが，その他の中小企業を支援するための組織も当然含まれる」とされ，このような「中小企業に関する団体は，その事業活動を行うに当たっては，新中小企業基本法第3条に規定する基本理念の実現に資するため主体的に取り組むべき旨を規定していると説明されている。（中小企業庁（編）［2000］p.51）
5）中小企業庁（編）［2000］　p.57-58
6）樋口兼次［1977］　pp.224-225
7）山口良行［1968］　pp.317-318
8）なお付け加えれば，筆者は労働運動，農民運動，さらに中小企業労働運動が，21世紀を展望する視野において，運動の性格，社会的位置づけにおいて，すでに明確になっているとは必ずしもいえないと考えている。
9）丸山真男は「日本歴史における中間層の問題」において「現代における中間層の問題」も「両極分解を宿命的に予定する立場からは把握しきれない。なぜなら，その場合，どうせ消滅すべきもの，両極に分解すべきもの，という観念が先立って，中間層の積極的なとらえ方が出て来ない」と述べている。（丸山真男［1998］p.35）
10）小宮山琢二は次のようにいう。「日本の場合には，中小工業の無産性とともに，その有産性がかなり評価されてよい事情がある。けだし，そうした前期的諸経営が近代的条件によって著しく変質しているばかりか，一応機械制と賃労働の上に立ち，しかも大工業として確立し得ない諸経営が，大工業と並存或いは従属の関係で発展し，この両者が構造的に織り込まれているからだ。」（小宮山琢二［1941］p.239）
11）外池正治は「資本主義の展開に応じてその姿と性格を変えつつも，それぞれの時期において，大経営ないし大資本が，そこに与えられた条件の下に，可能な限り絶えず小経営ないし中小資本を支配・利用し，その過程の中で自らの肥大化を追求してきたという一貫した傾向（外池正治［1977］p.274）」を指摘している。そうした傾向を21世紀を展望して検証してみることが必須の課題なのである。
12）筆者は，「資本の集積・集中と小資本の残存・新生」の現代資本主義における検討の一端を近刊書（大林弘道［近刊］）において行っているので，参照されたい。
13）水野武［1977］　p.4
14）水野武［1977］　p.23
15）吉谷泉［1982］　p.271
16）吉谷泉［1982］　p.273
17）吉谷泉［1982］　pp.273-274
18）吉谷泉［1982］　p.274

＜参考文献＞

大林弘道［1994］「戦後50年における中小企業の未来」「中小商工業研究」第52号，1994年４月１日
大林弘道［近刊］「中小企業問題」（北原勇・鶴田満彦（編著）『資本論体系・第10巻現代資本主義』有斐閣（第２部補２）近刊
小宮山琢二［1941］『日本中小工業研究』中央公論社　1941年７月15日
中小企業庁（編）［2000］『新中小企業基本法―改正の概要と逐条解説―』同友館　2000年７月25日
外池正治［1976］「資本主義経済の発展と中小企業」（加藤誠一・水野武・小林靖雄（編）『現代中小企業講座１　経済構造と中小企業』同友館第１章）1976年12月20日
樋口兼次［1977］「戦後中小企業の展開」（加藤誠一・水野武・小林靖雄（編）『現代中小企業講座３　組織問題と中小企業』同友館第８章）1977年３月
丸山真男［1998］『自己内対話』みすず書房　1998年２月24日
水野武［1977］「中小企業の組織化の意義と必要性」（加藤誠一・水野武・小林靖雄（編）『現代中小企業講座３　組織問題と中小企業』同友館第１章）1977年３月
山口良行［1968］「中小企業家・零細業者の運動」（市川広勝（編）『現代日本の中小企業』第11章）1968年５月20日
吉谷泉［1982］「中小業者運動の発展と展望」（渡辺睦（編）『80年代の中小企業問題』第11章）1982年４月30日